

2021年12月27日

日立市長 小川 春樹 殿

県産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会

共同代表 荒川照明

(日立市台原町2-10-10)

共同代表 数藤まち子

(日立市諏訪町5-24-7)

### 茨城県関与の新産業廃棄物最終処分場基本計画案に係る要望

#### I 要望の趣旨

2021年9月12日、茨城県は標記最終処分場（以下「新産廃最終処分場」という。）の整備のために新産業廃棄物最終処分場基本計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）を発足させ、同日、第1回策定委員会を開催しました。この会議は2022年1月までに4回開催し、新産業廃棄物最終処分場基本計画（以下、「基本計画」という。）を2022年3月迄に決定した後、基本設計、そして実施設計を策定するとしています。

第2回策定委員会迄の基本計画案では、大量の湛水を有する唐津沢の石灰岩鉱山跡地に、廃棄物処理センターとしては日本最大規模の170万 $\text{m}^3$ から260万 $\text{m}^3$ もの埋立容量を有する最終処分場を造り、県内外からの特定管理産業廃棄物、特定管理一般廃棄物等を埋立処分するというものです。この計画が執行されれば、環境、暮らし、そして命が脅かされることは必至です。つきましては、下記の要望をします。

#### 記

- 1 本年8月5日に日立市長が県知事に提出した新産業廃棄物最終処分場整備に関する受諾回答は撤回すること。
- 2 日立市は、茨城県に対し、策定委員会開催日の早期告示、並びに当日配布資料及び会議録の速やかな公開を要請すること。
- 3 日立市は、茨城県に対し、基本計画案報告会を2回で終了せずに市内23小学校区毎に行う様、要請すること。
- 4 日立市は、基本計画案の検討に関しては、市民の命、環境そして暮らしを守る立場から、第三者の専門的な知識を有する者で構成する評価委員会を日立市独自に組織して、科学的かつ長期的な視点で、独自に調査・分析・評価を行い、その結果を市民の前に明らかにすること。
- 5 日立市は、新産廃最終処分場整備に関し、昨年来、本会等から出された要望書を、速やかに広く市民に公開すること。

#### II 要望の理由

- 1 第1回及び第2回策定委員会で示された基本計画案は重大な問題（別紙）を有しており、新産廃最終処分場の設置に伴う環境と暮らし、そして命への影響が避けられない。
- 2 茨城県は、策定委員会の開催に当たり、コロナ感染症対応を理由に傍聴を認めず、また、策定委員会の資料及び会議録の公開も遅延の状況であり、市民の知る権利に応えようとはしていない。
- 3 茨城県は基本計画案の報告会を計2回としているが、余りにも少なく、短時間かつ形式的である。市民に計画案の中身が伝わらなければ、市民は正しく判断することができない。本年12月14日開催の日立市議会新産業廃棄物最終処分場整備調査特別

委員会で、複数の市議会議員からも追加開催の要望が出ている。

- 4 茨城県は基本計画案の策定に当たり、第三者の専門的な知識を有する者で構成する策定委員会を組織しているが、日立市が、基本計画案を正確に評価するには、日立市独自に、第三者の専門的な知識を有する者で構成する評価委員会を組織し、調査・検討を行なうことが不可欠である。

なお、本来、茨城県は新産廃最終処分場の設置に関しては許可・監督官庁の立場に立つものであるが、この間、茨城県は実質的に当該処分場の設置者として対応しており、地質や環境等の諸調査が第三者性を担保するものにはなり切れていない。

- 5 市民が基本計画案を正確に評価するには、本会の見解をも含めて様々の市民の見解が提示され公表されることが重要である。日立市はそれらの公表をサポートすべきである。

#### (別紙) 基本計画案の問題点 (触れられていないことも含めて)

- 1 新産廃最終処分場が、「エコフロンティアかさま」同様、日本最大級の廃棄物処理センターであり、茨城県内はもとより県外からの特別管理産業廃棄物や特別管理一般廃棄物も扱うことに触れていないこと。
- 2 新産廃最終処分場で受け入れる廃棄物には放射性物質を一定含有するものがあること、また、遮水工関係諸材料への放射性物質の影響についても触れていないこと。
- 3 新産廃最終処分場建設予定地の中心部は空洞や高透水性の石灰岩層から成る巨大な沢地（唐津沢）、かつ窪地（大きな湛水地）であり、産廃最終処分場としては最も不適である。河川や地下水への汚染は避けられない。それにも拘わらず、策定委員会は十分な地質や水文の調査もしないまま、基本計画案を策定していること。
- 4 当地を埋め立て、その上に廃棄物を山のように積み上げる計画だが、降雨予測量が水防法（1949年法律第193号）に定める想定最大規模降雨量より小さく、豪雨時の洪水、廃棄物流出、土石流発生等の災害予測が不十分であること。
- 5 「エコフロかさま」での、これまでの環境汚染、浸出水処理施設トラブル、豪雨時の浸出水排水不良等の事案に触れていないこと。
- 6 当地の12km南方に東海第二原子力発電所（稼働後43年）があり、過酷事故時には最終処分場が運転できず、公衆衛生上の大問題の発生が予測されるが、それらの危機管理対応が示されていないこと。
- 7 浸出水処理施設に脱塩処理施設等が付帯していないことによる日立市下水処理場への影響が検討されていないこと。
- 8 「山側道路」から4kmもの新設道路が建設されることがそもそも最終処分場選定基準に違反していること、また、新設道路建設により生活環境の悪化、自然破壊、桜川への甚大な影響が発生することに触れていないこと。
- 9 新産廃最終処分場建設工事は新設道路ではなく、県道37号線を使用するとの説明が12月4日の「中間報告会」で示された。重大な方針転換であるが、基本計画には記載されていないこと。
- 10 日常的に全市的な交通渋滞が発生することによる生活と生産への影響に触れていないこと。
- 11 日立市に巨大産廃処分場が建設されることにより発生する風評被害、市民のストレス、地域の衰退等、負の側面についての分析がなされていないこと。